

【企業法務】

(別途顧問契約の割引があります。詳細はお問い合わせください。)

1. 契約書などを作成・点検したい場合

事件の労力・難易度		手数料(税込)	備考
書面のリーガルチェック	簡易な書面のリーガルチェック	5万5000円	「簡易な書面」とは、請求書、労働条件通知書など、定型性があり、かつA41～2ページ程度の書面をいいます。 また、「リーガルチェック」とは、法的な問題点の調査及びその加除訂正をいいますが、全体の30%を超える範囲に加除訂正を要する書面は、「書面のリーガルチェック」ではなく「書面の作成」の料金をいただくことがあります。
	定型・典型の契約書のリーガルチェック	11万円	「定型・典型の契約書」とは、契約書の内容面が一般書式が流通している定型的・典型的な契約書であって、枚数が「A4×10ページ」以下、条項数は「30条」以下のものをいいます。法的調査が30分以内に完了するものを想定しています。 また、「リーガルチェック」とは、法的な問題点の調査及びその加除訂正をいいますが、全体の30%を超える範囲に加除訂正を要する書面は、「書面のリーガルチェック」ではなく「書面の作成」の料金をいただくことがあります。
	非定型・非典型の契約書のリーガルチェック ※調査に60分以上を要するもの除く	22万円	「非定型・非典型の契約書」とは、契約書の内容面が一般書式が流通していない非定型的・非典型的な契約書であって、枚数が「A4×10ページ」以下、条項数は「30条」以下のものをいいます。法的調査が60分以内に完了するものを想定しています。 また、「リーガルチェック」とは、法的な問題点の調査及びその加除訂正をいいますが、全体の30%を超える範囲に加除訂正を要する書面は、「書面のリーガルチェック」ではなく「書面の作成」の料金をいただくことがあります。
	複雑・専門性の高い契約書のリーガルチェック	33万円～	「複雑・専門性の高い契約書」とは、上記3項目以外の契約書をいいます。 また、「リーガルチェック」とは、法的な問題点の調査及びその加除訂正をいいますが、全体の30%を超える範囲に加除訂正を要する書面は、「書面のリーガルチェック」ではなく「書面の作成」の料金をいただくことがあります。
書面の作成	簡易な書式のご提供	3万3000円	簡易な書式(請求書、解除通知書、労働条件通知書、解雇通知書など)を提供いたします。 なお、あくまで書式の提供であり、個別具体的な書類作成は次の項以降の項目に該当します。
	簡易な書面の作成	11万円	「簡易な書面」とは、請求書、労働条件通知書など、定型性があり、かつA41～2ページ程度の書面をいいます。
	①定型・典型の契約書等の作成 ②簡易な意見書・調査書の作成	22万円	①「定型・典型の契約書」とは、契約書の内容面が一般書式が流通している定型的・典型的な契約書であって、枚数が「A4×10ページ」以下、条項数は「30条」以下のものをいいます。法的調査が30分以内に完了するものを想定しています。 ②「簡易な意見書・調査書」とは、枚数が「A4×2ページ」程度以下、内容面も簡易な法的調査で足りるものをいいます。
	①非定型・非典型の契約書等の作成 ②通常の意見書・調査書の作成 ※作成に120分以上を要するもの除く	44万円	①「非定型・非典型の契約書」とは、契約書の内容面が一般書式が流通していない非定型的・非典型的な契約書であって、枚数が「A4×10ページ」以下、条項数は「30条」以下のものをいいます。法的調査が60分以内に完了するものを想定しています。 ②「通常の意見書・調査書」とは、内容面が通常程度の法的調査を要するものであっても、枚数が「A4×5ページ」以下のものをいいます。
	①複雑・専門性の高い契約書等の作成 ②複雑・専門性の高い意見書・調査書の作成	55万円～	①「複雑・専門性の高い契約書」とは、上記2項目以外の契約書をいいます。 ②「複雑・専門性の高い意見書・調査書」とは、上記2項目以外の意見書・調査書をいいます。

2. 就業規則や賃金規程を作成・点検したい場合

事件の労力・難易度		手数料(税込)	備考
就業規則の調査	簡易調査	3万3000円	お客様の就業規則について簡易調査を行い、調査結果を数値化してお客様に提供いたします。
	正式調査	11万円	お客様の就業規則について正式調査を行い、調査結果を数値化してお客様に提供いたします。
就業規則	【基本料金】 就業規則本則+賃金規程 +その他の規程(定型)2点 +専用バインダー	33万円	就業規則一式を作成する場合に要する作成料です。就業規則本則と賃金規程のほかに、必要に応じてその他の規程2点を含めた価格となります。また、就業規則専用のバインダーもプレゼントいたします。 従業員数(10名以上)や希望に応じて労働基準監督署への届出業務も代行しますが、従業員代表の意見書の徴収はお客様側でお願いいたします。 なお、「就業規則の調査」から「就業規則一式の作成」へと移行したお客様は、左記料金から調査費用を控除いたします。
	【オプション料金】 その他の規程(定型)	5万5000円	「その他の規程(定型)」には、育児・介護休業規程、テレワーク勤務規程、継続雇用規程、内部通報者保護規程、ソーシャルメディア利用管理規程、通勤手当支給規程、特定個人情報(マイナンバー)等取扱規程、健康情報等取扱規程が含まれます。

一 式 の 作 成	【オプション料金】 その他の規程(オーダーメイド)	11万円～	「その他の規程(オーダーメイド)」とは、「その他の規程(定型)」に列挙した規程以外の規程を指します。退職金規程、ハラスメント防止規程、安全衛生管理規程などが含まれます。
	【オプション料金】 従業員説明会の同席と 従業員への説明(紛争性なし)	1時間以内 11万円 30分延長 5万5000円	就業規則一式を完成した後に、従業員説明会を開催する場合には、弊社スタッフが同席し、かつ従業員への説明や質疑応答に対応する場合に要する費用です。 従業員との紛争性がない場合の通常価格となります。
	【オプション料金】 従業員説明会の同席と 従業員への説明(紛争性あり)	1時間以内 22万円 30分延長 11万円	就業規則一式を完成した後に、従業員説明会を開催する場合には、弊社スタッフが同席し、かつ従業員への説明や質疑応答に対応する場合に要する費用です。 社内に敵対的労働組合が存在するなど、従業員との紛争性がある場合の特別価格となります。
(単 他 の 規 程 類 の 作 成 場 合)	定型的な規程	11万円	「定型的な規程」とは、育児・介護休業規程、テレワーク勤務規程、継続雇用規程、内部通報者保護規程、ソーシャルメディア利用管理規程、通勤手当支給規程、特定個人情報(マイナンバー)等取扱規程、健康情報等取扱規程が含まれます。
	非定型的な規程 (オーダーメイド)	22万円～	「非定型的な規程(オーダーメイド)」とは、「定型的な規程」に列挙した規程以外の規程を指します。退職金規程、ハラスメント防止規程、安全衛生管理規程などが含まれます。
	人事評価制度の構築・整理	110万円～	「複雑」とは、賃金体系の構築・整理、人事評価制度の構築・整理、労働者や労働組合との法的紛争中、その他重要かつ複雑な法律上の論点への対応などを含む場合を想定しています。

3. 株主総会や住民説明会の開催を支援してほしい場合

事件の労力・難易度		手数料(税込)	備 考
株 主 総 会 の 指 導	助言・指導のみ	1回あたり 33万円～	株主総会の開催に当たり必要な、事前の準備、株主との折衝、通知書や議事録の作成方法、株主総会のリハーサルなどについて、助言や指導を行います。通知書や議事録の作成、株主総会の同席は含みません。 あくまで株主総会1回あたりの料金であり、議題や議案が共通・関連していても、株主総会が複数回にまたがる場合は、1回ごとに左記手数料が発生します。
	助言・指導 +書面(通知書や議事録等)作成 +株主総会立会	1回あたり 55万円～	株主総会の開催に当たり必要な、事前の準備、株主との折衝、通知書や議事録の作成方法、株主総会のリハーサルなどについて、助言や指導を行います。それに加えて、弊社において、通知書や議事録を作成し、株主総会にも同席します。 あくまで株主総会1回あたりの料金であり、議題や議案が共通・関連していても、株主総会が複数回にまたがる場合は、1回ごとに左記手数料が発生します。
住 民 説 明 会 の 指 導	助言・指導のみ	1回あたり 33万円～	住民説明会の開催に当たり必要な、事前の準備、住民・自治会との折衝、通知書や議事録の作成方法、住民説明会のリハーサルなどについて、助言や指導を行います。通知書や議事録の作成、住民説明会の同席は含みません。 あくまで住民説明会1回あたりの料金であり、議題や議案が共通・関連していても、住民説明会が複数回にまたがる場合は、1回ごとに左記手数料が発生します。
	助言・指導 +書面(通知書や議事録等)作成 +住民説明会立会	1回あたり 55万円～	住民説明会の開催に当たり必要な、事前の準備、住民・自治会との折衝、通知書や議事録の作成方法、住民説明会のリハーサルなどについて、助言や指導を行います。それに加えて、弊社において、通知書や議事録を作成し、住民説明会にも同席します。 あくまで住民説明会1回あたりの料金であり、議題や議案が共通・関連していても、住民説明会が複数回にまたがる場合は、1回ごとに左記手数料が発生します。

4. 契約締結の交渉を行いたい場合

契 約 締 結 の 交 渉	経済的利益の額	着手金(税込)	報酬金(税込)	備 考
	300万円以下の場合	11万円	22万円	事件の内容により、30%の範囲内で増減することがあります。
	300万円～3000万円	1.1%+7万7000円	2.2%+15万4000円	
	3000万円～3億円	0.55%+24万2000円	1.1%+48万4000円	
	3億円～	0.33%+90万2000円	0.66%+180万4000円	
困難案件	協議	協議	「困難案件」とは、M&Aに関連するもの、特殊かつ複雑な商取引慣行が関係するもの、建築紛争が関係するもの、その他、事実認定や法律上の争点が複雑な事案を言います。	

5. 売掛金、工事代金、運送代金等を回収したい場合

事件の労力・難易度	着手金(税込)	報酬金(税込)	備 考
未収金の回収、従業員対応など 「簡易な事件」の代理交渉 ※ 顧問契約限定	【顧問料金の範囲を超える場合】 5万5000円～16万5000 円 (標準:11万円)	経済的利益 の13.2%	「簡易な事件」とは、通知書を送付して締結する、電話で2～3回折衝して締結する、支払督促手続(※)で締結する等、解決に要する期間が1か月～2か月以内と見込まれる事件を言います。これを超えた場合、もしくは超える見通しである場合は「通常案件」などに移行します。 ※支払督促手続が訴訟手続に移行した場合は下記「裁判手続等の代理活動」に移行します。

裁判外の代理交渉	通常案件	11～33万円 (標準:22万円)	回収金額 の17.6% (最低金額あり)	「裁判外の代理交渉」とは、相手方に弁護士が就いた際の代理交渉や対応の難しい相手方本人との代理交渉など、簡易な事件にとどまらない裁判外の代理交渉をいいます。そのうち「困難案件」以外のものが「通常案件」となります。報酬金額は、左記の計算方法を基準としつつ、「着手金額と同額」を最低金額とさせていただきます(困難案件も同様)。
	困難案件	33万円～	回収金額 の22%～ (最低金額あり)	「困難案件」とは、「裁判外の代理交渉」のうち、特殊かつ複雑な商取引慣行が関係するもの、建築紛争が関係するもの、その他、事実認定や法律上の争点が複雑な事案を言います。
裁判手続等の代理	通常案件	22～44万円 (標準:33万円)	回収金額 の22% (最低金額あり)	「裁判手続等」には、民事訴訟、民事調停、審尋を要する民事保全などが含まれます。そのうち「困難案件」以外のものが「通常案件」となります。報酬金額は、左記の計算方法を基準としつつ、「着手金額と同額」を最低金額とさせていただきます(困難案件も同様)。さらに強制執行手続まで必要となる場合は原則として手続1件あたり11万円(税込)が必要となります。
	困難案件	44万円～	回収金額 の26.4%～ (最低金額あり)	「困難案件」とは、「裁判手続等の代理」のうち、特殊かつ複雑な商取引慣行が関係するもの、建築紛争が関係するもの、その他、事実認定や法律上の争点が複雑な事案を言います。さらに強制執行手続まで必要となる場合は原則として手続1件あたり22万円～(税込)が必要となります。
〔要審尋事件除く〕 「民事保全」	通常案件	11～33万円 (標準:22万円)	別途加算なし	「民事保全」(要審尋事件を除く)とは、仮差押手続、係争物に関する仮処分のうち、審尋手続を要しないものを言います。そのうち「困難案件」以外のものが「通常案件」となります。
	困難案件	33万円～	4.4%加算	「困難案件」とは、「民事保全」(要審尋事件を除く)のうち、特殊かつ複雑な商取引慣行が関係するもの、建築紛争が関係するもの、その他、事実認定や法律上の争点が複雑な事案を言います。

- ※ 事件処理に要する実費はすべてお客様負担になります。
- ※ 事件処理に要する実費として別途1～5万円をお預かりすることがあります。
- ※ 遠方(大阪市内から片道1時間以上を要するもの)への出頭・出張の際には別途日当が発生します。
- ※ 「裁判外の交渉」⇒「訴訟」へ移行した場合は追加着手金が発生します。
この場合の追加着手金は上記金額から割引があります。